

様式第 3

会 議 録

会 議 名	令和 8 年度第 1 回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
議題及び議題ごとの公開又は非公開の別	【議題】 ・会長及び副会長の選任について ・専門部会の委員の指名等について ・本協議会の今後の役割について 【報告】 ・専門部会の活動報告について
日 時	令和 8 年 7 月 7 日（火） 午前 10 時 00 分から午後 11 時 10 分まで
場 所	野田市役所 8 階 大会議室
出 席 委 員	雨笠 均 清本 健二郎 小林 公平 田中 愛 牧 浩司 中野 徹也 並木 徹 萩野 史啓 増田 雅樹 待山 弘 加藤 満子 小俣 文宣 吉岡 靖二 石井 周平 佐藤 拓 馬 阿部 真希子 佐塚 和昭 小嶋 亮 川嶋 文和 間々田 英示 中山 知子 海老原 純一
欠 席 委 員	岡田 吉郎 平井 貴子 古橋 守 大野 祐子 成島 則夫 佐藤 卓 秋鹿 弥由紀 吉田 陽子
事 務 局 等	今村 繁（副市長） 小林 智彦（福祉部長） 大月 加奈子（障がい者支援課長） 榎本 由香梨（障がい者支援課長補佐） 飯塚 純子（障がい者支援課相談支援係長） 星野 宏美（障がい者支援課障がい者福祉係長） 真屋 広希（障がい者支援課相談支援係主任主査） 鈴木 和也（障がい者支援課相談支援係主任主事）
傍 聴 者	1 人
議 事	令和 8 年度第 1 回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。
障がい者支援課長補佐	【開会】 会議の成立について、30 人の委員中 22 人の委員が出席し半数以上の出席があることから、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、本会議の成立を報告する。 会議録作成のため録音機を使用することの了承を得る。 野田市情報公開条例第 6 条に該当する不開示情報がないため公開とすること、傍聴者が 1 名いることを報告する。 配布資料を確認する。 委員の変更を報告する。

手話通訳者	手話の普及促進のため、手話学習を実施。
障がい者支援課長補佐	【議題1 会長の選任について】 委員改選に伴い、副市長を仮議長として選出し進行することを説明する。。
副市長	会長の選出方法について諮る。
中野委員	指名推薦はいかがか。 ＜異議なし＞
副市長	異議がないため、指名推薦とする。推薦はあるか。
中野委員	市内で基幹相談支援センターの運営実績のある並木委員はいかがか。 ＜異議なし＞
副市長	異議がないため、並木委員に決定する。 ＜会長のあいさつ＞
副市長	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第6条第1項により、会長に議長をお願いする。
会長	副会長の選出方法について諮る。
中野委員	指名推薦はいかがか。 ＜異議なし＞
会長	異議がないため、指名推薦とする。推薦はあるか。
中野委員	市の障がい者団体連絡会の代表である加藤委員はいかがか。 ＜異議なし＞
会長	異議がないため、加藤委員に決定する。 副会長の挨拶。

会長	【議題２ 専門部会の委員の指名等について】 事務局に説明を求める。
相談支援係長	本協議会には、現在、権利擁護、子ども、就労支援、相談支援、医療的ケア児者支援、地域生活支援拠点会議の６つの専門部会を設置している。専門部会の委員構成は、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第７条第２項の規定により、本会から会長の指名により部会に加わる委員、委員からの推薦により部会に加わる委員及び市長が任命した関係課職員により構成される。したがって、本会からの委員について、会長による指名をお願いする。
会長	権利擁護部会に、「雨笠委員」、「平井委員」、「中野委員」、「石井委員」子ども部会に、「小林委員」、「並木委員」、「佐藤拓馬委員」就労支援部会に、「田中委員」、「成島委員」、「萩野委員」、相談支援部会に、「並木委員」、「清本委員」、「待山委員」医療的ケア児者支援部会に、「並木委員」を指名する。承諾いただけるか。 <異議なし>
相談支援係長	専門部会の指名以外の構成委員については、会長より指名された委員の代表者から推薦を頂く予定。推薦に関する資料については、後日お渡しする。 <了承を得る> 【議題３ 本協議会の今後の役割について】
会長	事務局に説明を求める。
福祉部長	協議会のさらなる活性化および専門部会の機能強化について、事務局福祉部長より、本協議会の運営体制を抜本的に見直し、地域課題の解決および政策形成能力を向上させるため、以下の方針が示された。 (1) 協議会設置要綱の改正 協議会の運営を実効性の高いものとするため、設置要綱を改正する。具体的には、課題解決に向けた具体的な事業実施や、施策提言に関連する項目を新たに追加し、協議会の役割を明確化する。 (2) 各専門部会の内規作成 部会ごとの運営の透明性と責任の所在を明確にするため、各専門部会独自の「運営内規」を策定する。これにより、各部会

	が自律的に活動できる基盤を整える。 (3) 専門部会の機能強化 部会の役割を「与えられた課題への対応」から「能動的なニーズの掘り起こし」へと転換する。地域の実情を反映した課題抽出を行い、その結果を迅速かつ確実に市行政の施策へ反映させるための体制を強化する。 3. 今後の進め方 事務局は上記方針に基づき、要綱改正案および内規の雛形を作成し、次回会議において詳細を審議する。
会長	福祉部長の説明について諮る。 <異議なし>
会長	【報告 専門部会の活動報告について】 専門部会の部会長から説明を求める。 各部会長より、資料2に基づいて、前年度および直近の活動状況について報告が行われた。
会長	専門部会の活動報告について意見はあるか。 <意見なし>
会長	議事は以上となる。最後に事務局より事務連絡をお願いする。
相談支援係長	次回の開催は令和8年9月頃を予定。 次回の主要議題として「協議会設置要綱の改正」「日中サービス支援型グループホームの評価」が提示され、関連資料の事前送付が行われることを説明する。
会長	【閉会】 午前11時15分閉会を宣言する。